

個人質問について

(政策推進部 財政課、総務部 総務課)

質問題名 国からの労使自治への不当介入を許すな 質問番号 No. 10-1

質問事項 ①政府要請は地方交付税法に違反するか 質問議員名 田村 隆光

②地方自治体への給与削減押し付けに対する市長見解

③交付税減額分を投資的経費で賄う場合は法令違反か

④今回措置による地方交付税の影響額

⑤職員給与の減額幅の程度

⑥栗東市のラスパイレス指数

答弁者 市長

1 番目の国からの労使自治への不当介入を許すなについてのご質問にお答えします。

1 点目の政府要請に関する質問にお答えします。

今回の政府要請を受け、全国市長会議においては「国が、地方固有の財源である地方交付税を地方公務員給与削減のための政策誘導として用いたことは、財政自主権を蔑ろにするものであり、到底容認できない。」また「今回のように、地方公務員の給与削減が、わずか1回の「国と地方の協議の場」に提示されただけで、なんら議論もなされず実行されたことは、国と地方の信頼関係を大きく損なうものである。」などを述べた決議がされており、本市においてもこの決議に沿った認識をしています。

2 点目の国からの給与削減要請についてお答えします。

今回の要請については、東日本大震災に対処するための臨時的で特殊な状況下にあるものの、地方公務員の給料については、地方自治法及び地方公務員法の趣旨に基づき条例により地方公共団体が自主的に定めることが基本であることから、1 点目でお答えしました全国市長会議の決議に沿った認識であり、過去に例を見ない要請であると考えます。

しかしながら、市民サービスへの影響を回避すべく、苦渋の決断ではありますが、対応を図らざるを得ない事情であり、職員組合などと協議を重ねているところです。

3 点目の地方交付税の削減分を投資的経費削減で穴埋めする場合法令違反に当たるのかというご質問ですが、今回の政府要請は法令に基づくものではなく閣議決定による要請でもあり、仮に地方交付税削減分を投資的経費で削減となった場合でも法

令違反にはならないと考えます。

4点目の平成25年度の地方交付税の影響額については、4,600万円程度と試算しています。

5点目の職員給与の削減幅及び6点目の本市ラスパイレス指数についてお答えします。国家公務員の給与を「100」として地方公務員の給与水準を示すラスパイレス指数について、本市にあっては平成24年4月現在「101.7」となっています。

今般の国の要請では、国家公務員と地方公務員の給与水準の均衡を図ることが主旨となっていることから、本市にあっては超過する1.7%の是正が求められるところです。

この要求を満たす削減措置を平成25年4月現在の給料額に対して行った場合、月あたり総額約235万円程度、要請期間の9か月間で約2,115万円程度の影響額と試算しています。